

ファーストリテイリング財団
FRF Scholarship for Studying in Japan
(English Based Bachelor Program)
-日本留学奨学金 (英語学位・学士号)-

対象国：ベトナム、インドネシア、フィリピン

一般財団法人ファーストリテイリング財団は、志や情熱を持ったベトナム人・インドネシア人・フィリピン人の学生が日本の大学において、日本で学ぶ必要性のある知見を身に付けると同時に、日本の文化を理解し、お互いが知的につながり才能を活かし高めあうことを支援します。

将来、本奨学生が使命感を持って、対象国の社会、日本社会及び世界の発展や成長に大きく寄与するとともに、当財団と共により良い社会を実現し、次世代へ継承していくことを期待します。

1. 応募資格・条件

本奨学金プログラムに応募するためには、以下の(1)～(11)の全てを満たす必要があります。なお、当財団は、応募者がこれら全てを満たしているかについて、当財団が指定する書類・資料の提出を求めることができ、当財団の自由な裁量により資格の有無を判断することができるものとします。

- (1) 将来、グローバルな知見を持って各分野をリードし、対象国の社会、日本社会及び世界の発展に貢献し得る資質を持つ者
- (2) 日本で学びたい分野及び領域、目的が明確である者
- (3) 当財団の指定する対象大学の英語による学部プログラムに進学する意志のある者
- (4) 在学期間中を通じて日本文化や日本語の理解に積極的に取り組む意志を持つ者
- (5) 当財団が企画するコミュニティ活動や広報活動等に協力することが出来る者
- (6) 在学期間中を通じて対象3か国(ベトナム、インドネシア、フィリピン)のいずれかの国籍を有する者
- (7) 原則その他の給付型奨学金を受給していない者
- (8) 当財団の奨学金を在学期間中受給することに合意した者
- (9) 国籍を持つ対象国(ベトナム、インドネシア、フィリピン)内に所在する高等学校を大学入学までに卒業した者または卒業見込みの者
- (10) 本奨学金プログラムの対象大学が定める出願資格を満たし、入学できる学力、資質等を備え、大学入学時点で原則19歳以下で、2.(2)に指定の時期に大学入学を

目指す者

- (1) 本奨学金プログラムへの出願時点で、原則、語学試験及び学力試験においてスコアを保持しており、次の水準以上の者
- 以下のスコアを保持していなくても応募は可能ですが、財団による選考を通過する可能性は低くなります。
- ・ 語学試験 TOEFL iBT 90 又は IELTS 7.0
 - ・ 学力試験 SAT 1450 又は ACT 33 又は IB 40 (予測スコア) 又は
 - ・ EJU Math(Course 2) and Science 340 点、A-level A*AA

2. 対象大学

(1) 対象大学

- ・ 日本国内で英語学位プログラムを実施している 12 大学 (別紙 日本国内の対象大学一覧を参照のこと)
- ・ 各大学で出願資格、出願時期や入学時期が異なります。必ず本奨学金応募前にご自身で確認ください。

(2) 大学入学時期について

2027 年春、もしくは 2027 年秋

(3) 大学卒業時期について

- ・ 入学年次から起算して最長 5 年です。
- ・ 正規課程進学のために必修となっている半年間の日本語予備コース等がある場合は 5 年 6 か月以内とします。

(4) 他大学への転入について

- ・ 入学した大学を卒業することを原則としますが、学業を深めるために同大学の他プログラム・コースや他大学に転入を希望する場合は、必ず事前に当財団に連絡し相談が必要です。
- ・ 転入した場合の奨学金等の継続可否については、当財団が判断します。

3. 奨学金の概要

(1) 募集人員

各国、毎年 10 名程度

(2) 支給条件

以下の①～③すべてを満たした者に対し支給します。

- ① 当財団の最終選考を通過した者
- ② 当財団の最終選考通過後、当財団の定める規約等に当財団の指定する期限内に同意する者
- ③ 当財団が指定する対象大学の入学試験に合格し、進学を確約した者

(3) 本奨学金の支給額

奨学生 1 名当たり年間 4,500,000 円を上限とし、当財団が大学ごとに必要な費用を算出し、大学就学期間中支給します。支給額の内訳と詳細は以下①、②、③とし、その他当財団の自由な裁量により奨学金の対象となる費用を決定します。

項目	金額	内訳
① 学費	大学からの 請求金額	進学する大学に対する検定料・入学金・授業料・大学が指定する保険加入料等大学入学に当たって大学から必須として請求を受ける費用
② 準備金	200,000 円	来日や生活の立ち上げにかかる費用として一律・一括支給
③ 生活支援金 ・ 住居費	関東 160,000 円 その他 144,000 円	住居費及びその他生活一般にかかる費用として、地域ごとに定められた左記月額を支給

(4) 支給期間

- ・ 本奨学金等の給付期間は、休学を除く大学卒業までの通算 4 年とします。
 - 半年間の日本語予備教育が大学必須の場合当該プログラム受講期間も含むため 4.5 年が対象となります。
 - 3.5 年の早期卒業者の場合は 3.5 年が対象期間となります。
 - 休学により卒業までの期間が上記より長くなる場合、休学期間の費用について当財団は支給しません。
- ・ 学期途中で休学する場合、既に支払われた奨学金等の金額を以って当該学期分を給付したものとします。
- ・ 大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しません。

(5) 支給時期

本奨学金等の給付時期は、原則対象大学に合格後日本に渡航し、日本で銀行口座を開設し、大学に入学した後に支給します。それまでに支払の必要があるすべての経費について、各応募者が立替えて負担する必要があります。

(6) 奨学生の義務

財団の奨学生は奨学金の受給に当たり以下の①～⑪の義務を負います。

- ① 在学期間中は対象国の社会、日本社会及び世界の発展や成長に大きく寄与する意思を持ち続け、学業に邁進することを求めます。
- ② 当財団奨学生として、卒業後は様々な分野のリーダーとして活躍することを志すことを期待します。
- ③ 奨学生は、本奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに、当財団宛てに下記に定める報告書類を提出しなければなりません。
 - (ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書(書式、内容は別途通知します)
 - (イ) その他当財団から求められる書類・資料
- ④ ③に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合、奨学生は報告書類を再提出しなければなりません。
- ⑤ 奨学生は、大学を卒業するまでに日本語能力試験の N2 レベル以上の日本語力を身に付けることが期待されます。
- ⑥ 当財団の実施するコミュニティ活動(合宿や懇親会、説明会等)に原則出席し、積極的に参加することが求められます。
- ⑦ 当財団の奨学生は、E-mail やアプリケーション等当財団の指定する手段を用いて財団に関する連絡を取り合う必要があります。
- ⑧ 当財団の奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。また保護者は、保護者自らの現住所、連絡先等が変更になった場合も、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。
- ⑨ 在学中当財団の奨学生は半年に一度当財団の指示に従いに面談の上、活動の報告をしなければなりません。
- ⑩ 対象大学卒業時は、下記資料を当財団に提出しなければなりません。
 - (ア) 卒業報告書(書式、内容は別途通知します)
 - (イ) 卒業証明書及び成績証明書(写し)
- ⑪ 大学卒業後の進路状況(就職先や大学院等)を当財団から確認することがあった場合はそれに応じなければなりません。

(7) 広報活動等について

- ・ 当財団は、奨学生に対して、関連行事への参加や広報活動(動画等の提出を含みます)への協力を求めることができることとします。
- ・ 奨学生は、雑誌、新聞等による取材を受ける場合は、必要に応じて一般財団法人ファーストリテイリング財団の奨学生であることを明らかにしてもらいます。また、

奨学生は、事前又は事後に当該取材を受ける旨又は受けた旨を当財団に報告（掲載された記事の当財団への報告を含みます。）するものとし、併せて必要に応じて奨学生自身で各所属大学に許諾確認を取るものとし、

- ・ 奨学生は、他団体に奨学生自身の記事、写真等が掲載される可能性がある場合は、他団体に対して、当財団の奨学生であることの明示を依頼しなければなりません。

(8) 奨学金の停止及び返還

奨学生が次の①～⑪のいずれかに該当した場合は、当財団の自由な裁量により、未給付の本奨学金の全部又は一部の給付を停止することに加えて、当財団は既に支給した本奨学金の全額又は一部について、奨学生及び保護者に対して返還を求め、奨学生及び保護者は返還する義務を負うものとし、返還を求められた奨学生及び保護者は、返還を求められた日から起算して1年以内に返還しなければなりません。また本件の当事者は、本規約、その履行もしくは違反から発生し、またはこれらに関連するすべての事項について、日本の東京地方裁判所の専属管轄権に服することに合意します。

- ① 1. に挙げる応募資格・条件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 在籍する大学から除籍となった場合
- ③ 在籍する大学を退学した場合
- ④ 進学先の大学の学則やルールに従わなかった場合
- ⑤ 成績不良、病気、納期までに授業料等を支払えなかった場合やその他の事由により、2. (3) で設定された時期までに卒業が困難であると当財団又は大学が判断した場合
- ⑥ 当財団に提出をする（又は過去に提出をした）書類に虚偽の記載があった場合（同提出書類に関する虚偽の説明を含みます）、または当財団に対して虚偽の説明をした場合
- ⑦ 他の給付型奨学金や他団体からの給付型の一時支援金等を受給したことが判明した場合（なお、他の給付型奨学金の応募行為を除きます。）
- ⑧ 大学に支払うべき奨学金の私的流用（大学に対して授業料等を支払わない場合も含みます）、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑨ 2. 対象大学及び3. (6) の奨学生の義務を果たさない場合
- ⑩ その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財団が判断した場合
- ⑪ 前各号に準じる事由が生じた場合

(9) 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

奨学金の受給に当たり、応募者は以下の①・②に合意することとします。

- ① 当財団は、当財団及び本奨学金制度に関する広報並びに卒業生も参加するコミュニティ構築活動のために、当財団、当財団が運営を委託した事業者（以下「委託先」という。）又は関係者及び他の奨学生が撮影した奨学生の写真及び動画、又は奨学生が当財団の依頼を受けて作成した写真、動画、文章及び報告書等（以下、「写真等」という。）を当財団の裁量により無償で下記に掲げる媒体で使用することができ、また当財団が当該使用をするために必要な範囲内で写真等を変更、切除その他の改変をすることができるものとします。但し、奨学生本人から当財団に対して写真等の使用の中止の申し出があった場合は、当財団は、写真等を使用せず、若しくは可能な限り使用を中止し、又は委託先及び関係者に対して使用中止を指示するものとします。
- (ア) 当財団の広報用ウェブサイト又は奨学生専用ウェブサイト等
 (イ) 広報用書面媒体（当財団パンフレット等）
 (ウ) 本奨学金制度に関する広報及び卒業生も参加するコミュニティ活動の目的に資すると当財団が判断した媒体
- ② 当財団は、奨学生の事前の承諾を得て、上記に掲げる媒体で奨学生の名前又は経歴を無償で使用することができるものとします。併せて必要に応じて奨学生自身で各所属大学に許諾確認をとるものとします。

4. 選考

(1) スケジュール 2026年 ※日時はずべて日本時間

	ベトナム	インドネシア	フィリピン
応募登録 受付	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00
推薦状 受付	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00	7月1日（水）～ 9月1日（火）8：00
一次面接 招聘通知	9月30日（水）まで	9月30日（水）まで	9月30日（水）まで
一次面接	10月17日（土）または 10月18日（日）終 日 ※ハノイまたはホーチミンの 財団指定の会場にて対面実施	10月10日（土）または 10月11日（日）終 日 ※ジャカルタの財団指定の会 場にて対面実施	10月3日（土）または 10月4日（日）終日 ※フィリピンの財団指定の会 場にて対面実施
最終面接 招集通知	10月23日（金）まで	10月23日（金）まで	10月23日（金）まで
最終面接	11月3日（火） ※ハノイまたはホーチミンの 財団指定の会場にて対面実施	10月29日（木） ※ジャカルタの財団指定の会 場にて対面実施	11月3日（火） ※マニラの財団指定の会場に て対面実施

合格通知	11月13日（金）	11月13日（金）	11月13日（金）
------	-----------	-----------	-----------

（２） 注意事項

- ・ 応募者の都合による面接日程及び時間の変更は一切受け付けません。（１）で記載の日
にちについては早朝から夕方遅くまで面接を実施する可能性がありますので必ず 1 日
予定を開けてください。
- ・ 選考スケジュール及び実施方式は、当財団の都合により変更になる場合がございます。
スケジュールの変更により応募者に生じた一切の不利益に関しまして、当財団は一切
の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ 書類選考後及び一次面接終了後、各選考通過者に必要に応じて入力情報の加筆修正や
追加情報・書類等の提出、面談への出席を求める場合がございます。その際に指定され
た期日までに対応してください。
- ・ 財団からのメールでの連絡等含め、ウェブページに公開されていない選考に関わる情
報については一切 SNS を含む外部へ共有しないでください。そのような行為が認めら
れた場合は、当奨学金の応募資格を失う場合があります。
- ・ 当財団は結果の理由に関するお問合せには一切応じかねます。
- ・ 合格通知後に応募資格・条件を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消し
とさせていただきます。

5. 登録受付フォームへの入力

本奨学金の応募に先んじて、登録受付フォームの入力を求める場合があります。詳細は別
途指示に従ってください。

6. 応募受付フォームへの入力

本奨学金の応募に際して、応募受付期間内に応募受付フォームに入力して下さい。

入力言語はすべて英語を用いてください。

以下に概要を挙げますが予告せずに変更する場合がありますので、実際の入力は応募受
付フォーム上の指示に従ってください。

（１） 基本情報

（２） 出願大学/その他奨学金

（３） 趣味／資格等

- ・ 趣味（20 語以内）
- ・ 受賞歴や資格(最大 3 つ、各 20 語以内)

- ・日本の生活で楽しみたいこと（20語）

（4）エッセー

Essay #1（150語以上 200語以内）

あなたの夢－生きるための力、学ぶことへの情熱の源－を教えてください。何を実現したいのか、なぜあなたはそれを実現する使命があるのか説明してください。

Essay #2（100語以上 150語以内）

なぜ日本へ来ることが、エッセイ1で述べたことを実現するために必要なのですか？

Essay #3（100語以上 150語以内）

あなたの人生を振り返って、自分の成長のきっかけになったと心から思える出来事や気づき、達成したことを教えてください。

（5）学業成績

- ・ 高校入学後から現在までの全ての期間における成績
- ・ 英語力スコアを保持している方は TOEFL-ibt または IELTS のスコア
- ・ アカデミックスコアを保持している方は SAT、ACT、IB、EJU 又は A-Level のスコア
※Superscores は使用できません
- ・ その他語学試験のスコアを保持している方はそのスコア
- ・ 尚、フォームに入力した成績・スコアについては、いずれも最終選考までに成績証明書を財団に英語で提出する必要があります。期限・提出方法については財団からの指示に従ってください。

（6）注意事項

- ・ 応募完了後の入力情報の変更や内容確認は財団から指示があった場合以外受け付けません。また、入力内容に不備があった場合は選考対象外となることがあります。内容をよく確認し、入力情報を個人でも保管した上で応募を完了ください。
- ・ 期日後の応募は受け付けません。応募締切直前は当財団の **Website** へのアクセスが殺到し入力が上手く行えない場合もありますので、時間に余裕を持って応募ください。
- ・ 提出された書類の返却は致しません。必要がある場合はコピーを保管して下さい。
- ・ 出願時にご入力いただいた情報は、選考を含む当財団活動運営時に当財団、関係者、委託先及び個人に共有する事があり、出願時に同意したものとみなします。

7. 推薦状の提出

- ・ 6. の応募受付フォームへの入力に加え、所属する高校の教員からの推薦状の提出が必

須です

- ・ 教員の方から直接、財団が指定する方法で推薦状を提出してください。応募者本人による提出は認められません。
- ・ 財団が指示する方法により提出するよう、応募者自身が教員の方に依頼してください

8. お問合せ先（英語または日本語のみ）

【2026】Inquiry form_FR Foundation
Scholarship for Studying in Japan



[【2026】 Inquiry form_FR Foundation
Scholarship for Studying in Japan](#)

URL: <https://forms.office.com/r/UdWymKZ8hV>

選考方針、選考プロセスや選考結果に係る状況や理由についての質問には一切お答えできませんのでご注意ください。

以上